

令和元年 No.8

○東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎園則等の一部を改正する園則の制定について

○東京学芸大学附属高等学校校則等の一部を改正する校則の制定について

改正理由

学生納付金規則の一部改正に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年1月17日 附属学校運営会議 審議・承認

東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎園則等の一部を改正する園則を次のように制定する。

令和2年1月20日

国立大学法人東京学芸大学長  
出口利定

東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎園則等の一部を改正する園則

次に掲げる園則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎園則（平成8年2月7日制定）
- (2) 東京学芸大学附属幼稚園竹早園舎園則（平成8年2月7日制定）

東京学芸大学附属高等学校校則等の一部を改正する校則を次のように制定する。

令和2年1月20日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学附属高等学校校則等の一部を改正する校則

次に掲げる校則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学附属高等学校校則（平成元年4月28日制定）
- (2) 東京学芸大学附属国際中等教育学校校則（平成19年4月5日制定）
- (3) 東京学芸大学附属特別支援学校校則（平成8年2月7日制定）

東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎園則の一部改正について

改正理由：学生納付金規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(検定料等の額及び収納方法)</p> <p>第24条 検定料、入園料及び保育料の額及び収納方法は、国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の定めるところによる。</p> <p>(休園の場合の保育料)</p> <p>第25条 休園を許可され、又は命ぜられた者については、休園した日の属する月の翌月（その日が月の初日である時は、その日の属する月）から復園した日の属する月の前月までの保育料を免除する。</p> <p>(保育料の免除及び収納猶予)</p> <p>第26条 経済的理由によって納付が困難であると認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者については、保育料の全部若しくは一部を免除し、又は収納を猶予することができる。</p> <p>2 保育料の免除又は収納の猶予に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(納付した保育料等)</p> <p>第27条 納付した入園料及び保育料は、返付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返付することができる。</u></p> <p>(1) <u>入園を許可するときに保育料を納付した者が3月31日までに入園を辞退した場合、当該保育料相当額</u></p> <p>(2) <u>保育料を納付した者が退園した場合 納付された保育料から在学月数分を差し引いた残月数分の保育料相当額</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この園則は、令和2年1月20日から施行し、令和元年10月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(検定料等の額及び収納方法)</p> <p>第24条 検定料、入園料及び保育料の額及び収納方法は、国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の定めるところによる。</p> <p>(休園の場合の保育料)</p> <p>第25条 休園を許可され、又は命ぜられた者については、休園した日の属する月の翌月（その日が月の初日である時は、その日の属する月）から復園した日の属する月の前月までの保育料を免除する。</p> <p>(保育料の免除及び収納猶予)</p> <p>第26条 経済的理由によって納付が困難であると認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者については、保育料の全部若しくは一部を免除し、又は収納を猶予することができる。</p> <p>2 保育料の免除又は収納の猶予に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(納付した保育料等)</p> <p>第27条 納付した入園料及び保育料は、返付しない。<u>ただし、入園を許可するときに保育料を納付した者が3月31日までに入園を辞退した場合には、納付した者の申出により当該保育料相当額を返付することができる。</u></p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学附属幼稚園竹早園舎園則の一部改正について

改正理由：学生納付金規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(検定料等の額及び収納方法)</p> <p>第24条 検定料、入園料及び保育料の額及び収納方法は、国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の定めるところによる。</p> <p>(休園の場合の保育料)</p> <p>第25条 休園を許可され、又は命ぜられた者については、休園した日の属する月の翌月（その日が月の初日である時は、その日の属する月）から復園した日の属する月の前月までの保育料を免除する。</p> <p>(保育料の免除及び収納猶予)</p> <p>第26条 経済的理由によって納付が困難であると認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者については、保育料の全部若しくは一部を免除し、又は収納を猶予することができる。</p> <p>2 保育料の免除又は収納の猶予に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(納付した保育料等)</p> <p>第27条 納付した入園料及び保育料は、返付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返付することができる。</u></p> <p>(1) <u>入園を許可するときに保育料を納付した者が3月31日までに入園を辞退した場合、当該保育料相当額</u></p> <p>(2) <u>保育料を納付した者が退園した場合 納付された保育料から在学月数分を差し引いた残月数分の保育料相当額</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この園則は、令和2年1月20日から施行し、令和元年10月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(検定料等の額及び収納方法)</p> <p>第24条 検定料、入園料及び保育料の額及び収納方法は、国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の定めるところによる。</p> <p>(休園の場合の保育料)</p> <p>第25条 休園を許可され、又は命ぜられた者については、休園した日の属する月の翌月（その日が月の初日である時は、その日の属する月）から復園した日の属する月の前月までの保育料を免除する。</p> <p>(保育料の免除及び収納猶予)</p> <p>第26条 経済的理由によって納付が困難であると認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者については、保育料の全部若しくは一部を免除し、又は収納を猶予することができる。</p> <p>2 保育料の免除又は収納の猶予に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(納付した保育料等)</p> <p>第27条 納付した入園料及び保育料は、返付しない。<u>ただし、入園を許可するときに保育料を納付した者が3月31日までに入園を辞退した場合には、納付した者の申出により当該保育料相当額を返付することができる。</u></p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学附属高等学校校則の一部改正について

改正理由：学生納付金規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(検定料等の額及び収納方法)</p> <p>第32条 検定料、入学料及び授業料の額及び収納方法は、国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の定めるところによる。</p> <p>(休学の場合の授業料)</p> <p>第33条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日である時は、その日の属する月）から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除する。</p> <p>(入学料及び授業料の免除又は収納猶予)</p> <p>第34条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認める場合は、入学料及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又は収納を猶予することがある。</p> <p>2 入学料及び授業料の免除又は収納の猶予に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(納付した授業料等)</p> <p>第35条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返付することができる。</u></p> <p><u>(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額</u></p> <p><u>(2) 授業料を納付した者が高等学校等就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第1条に規定するものをいう。）の受給権者に認定された場合 高等学校等就学支援金支給対象月分の授業料相当額</u></p> <p><u>(3) 10月以前に授業料を納付している高等学校等就学支援金対象外の者が、10月までに退学した場合 納付された授業料から在学月数分を差し引いた残月数分の授業料相当額</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この校則は、令和2年1月20日から施行し、令和元年10月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(検定料等の額及び収納方法)</p> <p>第32条 検定料、入学料及び授業料の額及び収納方法は、国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の定めるところによる。</p> <p>(休学の場合の授業料)</p> <p>第33条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日である時は、その日の属する月）から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除する。</p> <p>(入学料及び授業料の免除又は収納猶予)</p> <p>第34条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認める場合は、入学料及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又は収納を猶予することがある。</p> <p>2 入学料及び授業料の免除又は収納の猶予に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(納付した授業料等)</p> <p>第35条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。<u>ただし、入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付することができる。</u></p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学附属国際中等教育学校校則の一部改正について

改正理由：学生納付金規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(検定料等の額及び収納方法)</p> <p>第32条 検定料、入学料及び授業料の額及び収納方法は、国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の定めるところによる。</p> <p>(休学の場合の授業料)</p> <p>第33条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日である時は、その日の属する月）から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除する。</p> <p>(入学料及び授業料の免除又は収納猶予)</p> <p>第34条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認める場合は、入学料及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又は収納を猶予することができる。</p> <p>2 入学料及び授業料の免除又は収納の猶予に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(納付した授業料等)</p> <p>第35条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p><u>(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額</u></p> <p><u>(2) 授業料を納付した者が高等学校等就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第1条に規定するものをいう。）の受給権者に認定された場合 高等学校等就学支援金支給対象月分の授業料相当額</u></p> <p><u>(3) 10月以前に授業料を納付している高等学校等就学支援金対象外の者が、10月までに退学した場合 納付された授業料から在学月数分を差し引いた残月数分の授業料相当額</u></p> <p>[省略]</p> <p>附 則</p> <p><u>この校則は、令和2年1月20日から施行し、令和元年10月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(検定料等の額及び収納方法)</p> <p>第32条 検定料、入学料及び授業料の額及び収納方法は、国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の定めるところによる。</p> <p>(休学の場合の授業料)</p> <p>第33条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日である時は、その日の属する月）から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除する。</p> <p>(入学料及び授業料の免除又は収納猶予)</p> <p>第34条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認める場合は、入学料及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又は収納を猶予することができる。</p> <p>2 入学料及び授業料の免除又は収納の猶予に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(納付した授業料等)</p> <p>第35条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。ただし、<u>入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を返付することができる。</u></p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学附属特別支援学校校則の一部改正について

改正理由：学生納付金規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(検定料等の額及び収納方法)</p> <p>第33条 検定料，入学料及び授業料の額及び収納方法は，国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の定めるところによる。</p> <p>(休学の場合の授業料)</p> <p>第34条 休学を許可され，又は命ぜられた者については，休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日である時は，その日の属する月）から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除する。</p> <p>(入学料及び授業料の免除又は収納猶予)</p> <p>第35条 経済的理由によって納付が困難であり，かつ，学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認める場合は，入学料及び授業料の全部若しくは一部を免除し，又は収納を猶予することがある。</p> <p>2 入学料及び授業料の免除又は収納の猶予に関し必要な事項は，別に定める。</p> <p>(納付した授業料等)</p> <p>第36条 納付した検定料，入学料及び授業料は，返付しない。<u>ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により，当該各号に定める額を返付することができる。</u></p> <p>(1) <u>入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額</u></p> <p>(2) <u>保育料を納付した者が退学した場合 納付された保育料から在学月数分を差し引いた残月数分の保育料相当額</u></p> <p>(3) <u>授業料を納付した者が高等学校等就学支援金（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第1条に規定するものをいう。）の受給権者に認定された場合 高等学校等就学支援金支給対象月分の授業料相当額</u></p> <p>(4) <u>10月以前に授業料を納付している高等学校等就学支援金対象外の者が，10月までに退学した場合 納付された授業料から在学月数分を差し引いた残月数分の授業料相当額</u></p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(検定料等の額及び収納方法)</p> <p>第33条 検定料，入学料及び授業料の額及び収納方法は，国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の定めるところによる。</p> <p>(休学の場合の授業料)</p> <p>第34条 休学を許可され，又は命ぜられた者については，休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日である時は，その日の属する月）から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除する。</p> <p>(入学料及び授業料の免除又は収納猶予)</p> <p>第35条 経済的理由によって納付が困難であり，かつ，学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認める場合は，入学料及び授業料の全部若しくは一部を免除し，又は収納を猶予することがある。</p> <p>2 入学料及び授業料の免除又は収納の猶予に関し必要な事項は，別に定める。</p> <p>(納付した授業料等)</p> <p>第36条 納付した検定料，入学料及び授業料は，返付しない。<u>ただし，入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には，納付した者の申出により当該授業料相当額を返付することができる。</u></p> <p>[省略]</p>



附 則

この校則は、令和2年1月20日から施行し、令和元年10月1日から適用する。